

# 宍粟市犯罪被害者等支援条例（案）に関するパブリックコメント実施要領

## 1. 案件名

宍粟市犯罪被害者等支援条例（案）に関するパブリックコメント

## 2. 募集期間

令和2年12月7日（月）から令和3年1月5日（火）まで

## 3. 事務局

まちづくり推進部消防防災課

## 4. 募集の趣旨

宍粟市では、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民の責務を明らかにし、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復と軽減に向けた取組みの推進、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることで、市民が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的として犯罪被害者等支援条例（案）を制定します。

このたび、条例（案）がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。提出された意見はとりまとめの上、ご意見に対する市の考え方を公表します。

## 5. 公表資料（別添参照）

- 宍粟市犯罪被害者等支援条例（案）
- 宍粟市犯罪被害者等支援条例（案）逐条解説

## 6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
まちづくり推進部消防防災課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
各市民局まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
三方町出張所	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
市ホームページ	令和3年1月5日まで

## 7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

## 8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

## 9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先	
持 参	まちづくり推進部消防防災課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
	各市民局まちづくり推進課	
	三方町出張所	
	市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
郵 送	まちづくり推進部消防防災課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 まちづくり推進部 消防防災課 宛	
ファックス	0790-63-3064	
電子メール	shobo-kotsu-kk@city.shiso.lg.jp	

## 10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。  
（氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。）
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。  
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。